⑸　工事概算数量
切土量　約64.8万㎥
盛土量　約60.1万㎥
橋梁下部工　９箇所―1,400m
南三間橋―308.5m
伊勢原ＪＣＴ・Ａランプ橋―118.0m
伊勢原ＪＣＴ・Ｂランプ橋―46.9m
伊勢原ＪＣＴ・Ｃランプ橋―336.8mのうち144.8m
伊勢原ＪＣＴ・Ｄ１ランプ橋―118.0m
伊勢原ＪＣＴ・Ｄ２ランプ橋―433.2mのうち287.5m
東名拡幅・粟窪ＶＡ―331.4ｍのうち315.7m
東名拡幅・渋田川橋―35.8m
東名拡幅・川上橋―18.2m
橋脚　37基
橋台　16基
基礎工
3,393m―140本
（場所打ち杭：φ1.0m～1.5m）
4,616m―181本
（鋼管杭：φ609.6）
193m―10本
（大口径深礎杭：φ5.5m～7.0m）
橋梁上部工　50㎡（川上橋：東名拡幅）
擁壁工　約8,000㎡
軟弱地盤改良工　一式
跨高速道路橋撤去工　一式
⑹　工期　契約締結日の翌日から1,680日間
⑺　使用する資機材
コンクリート　約37,500㎥
型枠　約28,000㎡
鉄筋　約5,100ｔ
⑻　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。
⑼　本工事は、申請時に設計図書に示した図面及び仕様書において品質確保、出来形管理、安全確保に関する技術提案及び入札書を求め、技術提案を審査して技術評価点が50点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開札を行い、一定の範囲内での入札額で最も総合評価点が高い者を落札者とする「施工技術競争型総合評価方式」の適用工事である。この場合、落札者の提示した価格について確認するための協議（以下「確認協議」という。）を実施し、確認協議に基づく価格で契約するものとする。技術提案とは、品質確保、出来形管理、安全確保を含む施工計画（以下「施工計画」という。）をいう。
施工計画の提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案は不可とする。工事目的物とは、契約する単価項目全てを示すもので、単価項目を施工するにあたっての仕様を契約書及び設計図書で示したものをいう。ただし、コンクリートに関しては、硬化後の形状・寸法を変更せず所定の要求性能を満たす範囲での提案は可能とする。
⑽　本工事の契約の締結は電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合はこの限りではない。(詳細は入札(見積)者に対する指示書を参照)
⑾　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の適用工事である。
なお、入札時に施工方法等の提案を行い、その提案が採用された場合には、採用された提案に対する再度の提案は受け付けない。

2　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、東京支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」(中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。
⑵　競争参加資格要件
①　単体の場合　土木工事において、開札時に平成23・24年度中日本高速道路株式会社一般競争の参加資格を有し(会社更生法(平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,470点以上の土木工事を有している者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,470点以上（土木工事）であること。）
②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　土木工事において、開札時に平成23・24年度中日本高速道路株式会社一般競争の参加資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,320点以上の土木工事を有している者の２者又は３者で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（２⑵の再認定を受けた者を除く。)でないこと。又は、この条件を満たす２者又は３者で構成された共同企業体
⑷　平成14年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された、次に掲げる工事の施工実績を有すること。なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事として認める。)
①　単体又は特定建設工事共同企業体(甲型)を構成する場合の代表者
(ｱ)　同種工事（下記(a)～(c)を必要とする。）
(a)　土工量（切土量又は盛土量の大きい方）が50.0万㎥以上ある道路土工工事
(b)　躯体高さ（フーチング下端から橋脚天端までの高さ。又は、ケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚天端までの高さ。)15m以上のコンクリート橋脚を新設した工事
(c)　大口径深礎工法（φ5.0m以上）により施工した杭長25m以上の場所打ち杭の工事（複数の杭での延べ延長は施工実績として認めない。）
②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外
(ｱ)　同種工事（下記(a)～(c)を必要とする。）
(a)　土工量（切土量又は盛土量の大きい方）が25.0万㎥以上ある道路土工工事
(b)　コンクリート橋脚を新設した工事
(c)　大口径深礎工法（φ5.0m以上）により施工した杭長10m以上の場所打ち杭の工事（複数の杭での延べ延長は施工実績として認めない。）
⑸　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　専任の主任（監理）技術者が、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有する者であること。
専任を要する期間は、工事現場が稼働(準備工を含む。)している期間とする。
②　配置予定技術者の工事経験　現場代理人又は主任（監理)技術者のうち１名以上が、平成14年度以降にしゅん功（完了）認定された、次に掲げる工事の施工実績を有すること。ただし、次に揚げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。また、現場代理人の他、複数の主任(監理）技術者を配置することができることとし、全ての工種の経験を同一の者が有する必要はない。(各工種の経験者を複数名配置しても良い。)(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のも